**緊急輸送道路沿道建築物　専属アドバイザー申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 申込日 | 令和　　年　　月　　日 |

以下のとおり、専属アドバイザーとなることを申請します。

**１．対象とする緊急輸送道路沿道建築物**

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の名称 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 面する道路の種類 | 特定緊急輸送道路　一般緊急輸送道路 |
| 耐震化の状況 | 未診断　診断済　設計中　その他（　　　　　　　　　　） |

**２．申込者**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  申請者名 |  | | | 印 |
| 所属団体  ※いずれかの団体に所属している必要があります。所属を証明する書類を添付して下さい。 | 東京都建築士事務所協会　　　　日本建築構造技術者協会  耐震総合安全機構　　　　　　　マンション管理業協会  東京都マンション管理士会　　　東京建設業協会  全日本不動産協会東京都本部 | | | |
| 住所 | 〒 | | | |
| 電話番号 |  | 担当者 |  | |

**３．所有者の同意**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者区分 | 所有者　管理組合理事長 | |
| ふりがな  氏名（自署） |  | 印 |
| 住所 | 〒 | |
| 電話番号 |  | |
| 上記の申込者が専属アドバイザーとなることに同意します。 | | |

**４．業務期間**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務開始予定日 |  | 業務終了予定日 |  |

注１：所属要件を証明する書類を添付してください。

注２：所有者と申込者の間のトラブルに関して、東京都及び東京都防災・建築まちづくりセンターは

　　　一切責任を負いません。

**【専属アドバイザーの業務とは】**

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」で定める緊急輸送道路沿道建築物の所有者の同意を得て申請することで、対象物件の専属のアドバイザーとして業務を実施していただきます。

　専属アドバイザーは、所有者のニーズに応じて、耐震化に関する以下の業務を主体的に行います。

**①建築物の耐震化への取組に関する助言**

耐震化に関する技術的な情報、耐震改修等の事例、各区市町村が実施する助成制度、マンションの区分所有者などの権利者間における合意形成の方法、建築事務所等の紹介など、耐震化に取り組むために必要な情報を所有者に提供する。図面その他の資料を基に、耐震改修や建替え等の実施に向けた具体的な取組方策の提案などの支援を行う。

**②法律等の趣旨・内容に関する説明**

建築物の耐震改修の促進に関する法律、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例、東京都耐震化促進計画等の趣旨及び規定並びに義務に関する説明を行う。

**③権利者間の合意形成・関係関連機関との調整**

所有者が耐震化を円滑に進めるため、権利者間の合意形成や関係関連機関等との調整に関して助言を行う。所有者の求めに応じて、権利者間の合意形成や関係関連機関等との調整を行う。

**④改修計画案等の作成**

設計の前段階として基本計画程度の改修計画案を作成し、所有者へ提案する。改修計画案は、所有者が耐震化の方法を検討可能なよう、概算費用・工期・スケジュール・工法・補強箇所がわかる図面を含むこととする。

**⑤適切な事業者の紹介**

耐震改修又は建替えの意向に沿って、適切な業者を紹介する。

**⑥その他、耐震化に係る業務**

　権利者を対象とした耐震化勉強会の開催や、複数事業者からの工事費見積取得など、耐震化に向けた上記項目を補完する業務を行う。

総合相談窓口事務局

（東京都防災・建築まちづくりセンター）

所有者

専属アドバイザー

(申請者）

③ 業務提供

① 申請(所有者の同意が必要)

② 受理

④ 報告

**【専属アドバイザー業務フロー】**　※各様式はまちづくりセンターHPでデータを公開しています。

**【申請方法】**　以下のいずれかの方法で申請ください。

・窓口での申請　・郵送での申請　・FAXでの申請

電話番号：03-5989-1457　　FAX番号：03-5989-1548

郵送・窓口：〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30小田急西新宿O-PLACE 2F

東京都防災・建築まちづくりセンター　まちづくり推進部まちづくり推進課